

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年8月3日

【会社名】 G F A 株式会社

【英訳名】 GFA Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 片田 朋希

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 (03)6432 - 9140 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 高士 隼人

【最寄りの連絡場所】 東京都港区南青山二丁目2番15号

【電話番号】 (03)6432 - 9140 (代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画部 高士 隼人

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	200,010,000円
第10回新株予約権証券	58,288,154円
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	3,858,289,354円

(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,695,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社の単元株式数は100株であります。

(注) 1. 発行については、2022年8月3日(水)の取締役会において決議したものであります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,695,000株	200,010,000	100,005,000
一般募集			
計(総発行株式)	1,695,000株	200,010,000	100,005,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は、100,005,000円であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
118	59	100株	2022年8月19日		2022年8月19日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、

4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株式に係る割当は行わないこととなります。

(3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
GFA株式会社 経営企画部	東京都港区南青山二丁目2番15号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 本郷支店	東京都文京区本郷三丁目34番3号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券(第10回新株予約権証券)】

(1) 【募集の条件】

発行数	322,034個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	58,288,154円
発行価格	新株予約権1個につき181円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.81円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2022年8月19日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	GFA株式会社 経営企画部 東京都港区南青山二丁目2番15号
払込期日	2022年8月19日(金)
割当日	2022年8月19日(金)
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 本郷支店 東京都文京区本郷三丁目34番3号

(注) 1 GFA株式会社第10回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の発行については、2022年8月3日(水)に開催された取締役会決議によります。

2 申込および払込方法は、本有価証券届出書の効力発生後、割当契約(以下、「本割当契約」という。)を締結し、申込期間内に申込取扱場所に申込みをし、払込期日に払込取扱場所へ払い込むものとします。

3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。割当予定先の状況については、「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照下さい。

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	GFA株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式32,203,400株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本項第2号及び第3号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第3号の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3号(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下、「行使価額」という。)は、金118円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本号(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本号(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。)

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本号(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本号(2) の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

- (5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

	<p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,858,289,354円</p> <p>(注) 但し、行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2022年8月22日から2024年8月21日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 本郷支店 東京都文京区本郷三丁目34番3号</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権を行使することにより、新株予約権者が保有することとなる当社株式総数が、本新株予約権の発行決議日時点における当社発行済株式総数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分にかかる新株予約権の行使はできない。</p> <p>2. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>3. 各本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨および本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の14営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限についての該当事項はありません。但し、本割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。</p>

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権にかかる新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得事由、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件 本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為に際して決定する。</p> <p>新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。</p>

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(「振替法」という。)第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名押印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額(以下「出資金総額」という。)を現金にて別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3号に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。なお、本項に従い行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な書類が、不備なく別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、振替法及びその他の関係法令に基づき、振替機関に対し、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,058,299,354	62,536,980	3,995,762,374

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資本金の増加の登記にかかる登録免許税等約28,408,095円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役 能勢 元)に対する新株予約権の算定費用1,375,000円、同社への有価証券届出書等作成支援費用2,750,000円、弁護士費用、調査費用、印刷会社費用その他として4,620,340円、株式会社 InfiLink (東京都港区赤坂6-2-12 サージュ赤坂505号 代表取締役 吉田 直弥)に対する割当予定先の紹介手数料及びフィナンシャルアドバイザー費用25,383,545円の合計額であります。
3. 本新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合には、上記払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。
4. 登記費用につきましては、新株予約権の権利行使のタイミング、回数等の理由により、変動する可能性があります。

(2) 【手取金の使途】

1. 資金調達の主な目的

当社グループは、当社、連結子会社9社、持分法適用会社3社の12社で構成されており、金融サービス事業(フィナンシャル・アドバイザー事業、投融資事業、不動産投資事業)、サイバーセキュリティ事業、空間プロデュース事業及びゲーム事業を主な事業として取り組んでおります。

当社は、2020年1月に投資銀行宣言を発表し、当面の事業戦略としてM&Aに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大していく方針を掲げました。本方針に従い、不動産の収益化ツールとして2020年2月には「泊まれる本屋」をコンセプトにした宿泊施設を運営するアトリエブックアンドベッド株式会社(東京都港区南青山二丁目2番15号、代表取締役 片田 朋希、以下、アトリエブックアンドベッドという)、ナイトクラブ「CLUB CAMELOT」を運営する株式会社CAMELOT(東京都渋谷区神南一丁目18番2号、代表取締役 高木 良、以下、CAMELOTという)の2社の株式を取得し子会社化いたしました。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府緊急事態宣言、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、アトリエブックアンドベッド及びCAMELOTは、当社連結子会社となって間もない2020年4月から、店舗の臨時休業及び営業時間短縮等の営業自粛を行ってまいりました。また、顧客来店型の事業展開を行っているこれらの子会社では、政府や地方自治体の要請を受け営業時間短縮要請や外出自粛等により需要が激減しており、新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしております。

こうした状況を改善させるべく、2020年7月1日付適時開示「第三者割当による第6回新株予約権の発行に関するお知らせ」にて公表したとおり第三者割当増資を実施し、既存事業の強化及び立て直しに注力するほか、CLUB CAMELOTリニューアル工事資金に充当しておりましたが、その後の株価が低迷したことから、2021年3月31日付で株式会社TKコーポレーションより残存する第6回新株予約権17,228個を発行価格と同額で取得し消却しております。

そのため十分な資金の確保をするに至りませんでした。

このような状況下において、少しでも業績改善を行うために、当社グループの役職員を対象としたストック・オプション制度の活用による手許資金の確保、各種給付金や雇用調整助成金制度の活用、新型コロナウイルス感染症特例貸付制度の活用を実行し、資金繰りの改善を図っております。具体的には、2020年6月から2021年3月の期間にストック・オプションとして役員に付与した新株予約権の払込及び行使により89,551千円の資金を確保いたしました。また、雇用調整助成金の申請により、従業員に支払う休業手当の助成として2020年6月から2021年3月の期間に121,025千円の給付を受けました。2020年5月に持続化給付金4,000千円、2020年5月から2020年7月に東京都感染拡大防止協力金3,000千円、2020年9月から2021年2月に家賃支援給付金12,748千円、2021年3月には営業時間短縮協力金6,420千円の給付を受けました。さらに、1年から2年間の返済猶予が付いた新型コロナウイルス感染症特例貸付により2020年4月から2020年10月に375,000千円の資金調達を行いました。

2021年3月期時点で、今後の資金繰りにも懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況下におりましたため、新型コロナウイルス感染症による日本国内の影響は想定よりも長期にわたっており、人の移動を伴う業態のアトリエブックアンドベッド及びCAMELOTの経営状況は下げ止まっているものの、回復の見込み時期も遅れていることから、2021年5月21日付「第三者割当による新株式及び行使価額修正条項付第7回新株予約権の発行に関するお知らせ」において、第三者割当増資として新株及び行使価額修正条項付第7回新株予約権証券を発行し、新たな事業の創出と既存事業の補強として、太陽光発電の取得(以下、「太陽光事業」といいます。)、当社の関連会社が開発したスマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション(以下、「ゲーム事業」といいます。)及び不動産再販事業における不動産取得資金(以下、「不動産事業」といいます。)を用途として経営状況の改善を目指すべく取り組んでまいりました。

しかし、ゲーム事業については、リリース後にはDL数を稼ぎ、レースや車に興味の高い層にアプローチを行うとともに、つくばサーキットなどで実車のイベントやe-Sportsイベント及びテレビ番組の撮影を実施し、新規顧客の掘り起こしを図りましたが、当初の目論見程のファン層を獲得できておらず、想定を大きく下回るゲーム課金にとどまっております。

ゲーム事業においては課金収入などの想定は当初の見込みを下回っていたため、それに代わる新たな事業を見出すべく、メタバース事業を推進するとともに、プレソフィア株式会社(BPOサービス)(所在地:東京都港区南青山二丁目2番15号、代表取締役 小川 孝史)やGF A FOODS株式会社(飲食事業)(所在地:東京都港区南青山二丁目2番15号、代表取締役 津田 由行)に着手するなど社会の様々なニーズに応えるべく取り組んでまいりました。

不動産事業については、安定的な収益をもたらすと当社では考えておりますが、コロナ禍において市場の質の変化が見られました。テレワークの普及により不動産の需要エリアに変化が起き、都心から一定量の需要が地方都市へ移りました。2021年時点では、今までの都心一極集中から分散する形になりそれまでの状況とは大きく変化し、コロナ禍における不動産需要を捉えるために時間を要し、想定のような早期の利益化は実現しませんでした。

その一方で、コロナ禍からアフターコロナへと向かう途上にある社会においてテレワークへの評価や見方は意見が分かれており、テレワークには限界があり、すべてを解決するというわけではないという評価もされております。そのため2022年以降の需要は、コロナ前程の一極集中ではないものの都心に戻ってくると見込んでおります。

太陽光事業においては、2021年12月10日に開示のとおり、取得を予定していた鳥取の太陽光発電所について、建設工事を請け負っている業者の度重なる契約不履行により取得を断念しております。

取得予定の太陽光発電所の中で一番規模が大きく収益化への期待も高かったため、影響がございました。また、それに代わる太陽光発電所はすぐには見つからず、計画がとん挫する結果となっております。

以上のように、計画変更による下振れ影響に対応するため、金融サービス事業において短期・中期の営業貸付金により改善を目指しました。

営業貸付金につきましては、440百万円の貸付を行い、370百万円は既に返済されております。営業貸付金として貸し出し後、戻った資金の多くを営業貸付金として融資し、見込み利益の減少を少しでもカバーできるように取り組んでおります。残りの戻り資金につきましてもコロナにより業績の厳しい当社子会社に対しての貸付や一部運転資金として活用しております。

行使価額修正条項付第7回新株予約権につきましては、割当日2021年6月7日~2022年4月13日の期間において111,537個が行使され、1,587個が残存しておりましたが、2022年5月24日付「第三者割当による価額修正条項付第7回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて開示のとおり、2022年6月10日付で割当先から取得及び消却しております。

こうした取り組みを行ってまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響は大きく、2022年3月期の連結業績は、売上高1,196,710千円(前年同期比54.8%減)となり、経常損失721,491千円(前年同期は1,347,281千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失1,160,201千円(前年同期は1,693,774千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。2022年3月期末における現金及び預金残高は255,203千円となり、前連結会計年度末と比べ263,878千円減少しました。また、2022年3月期末における純資産合計は456,625千円となり、前連結会計年度末と比べ67,251千円増加しました。この結果、自己資本比率は27.2%(前連結会計年度末は2.9%)となりました。

売上高については、不動産再販事業に特化し、不動産事業において売上規模が大きいものの不採算な事業から撤退したことにより減少しました。

経常利益については、貸倒引当金繰入の計上、税引き前当期純利益についてはアトリエブックアンドベッドについての関係会社評価損及び債務保証損失引当金繰入によるものです。

2022年3月期では、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、今後の資金繰りにも懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況は継続しております。

当社は、持続的な経営の早期安定化のため、新たな資金調達を必要としており、財務体質の改善及び運転資金ならびに事業資金の確保を行うため、下記「本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途」及び「本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり資金を必要としており、より迅速かつ機動的な意思決定を可能とする一定額の資金の確保が、現状の当社にとって肝要であると判断し、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

本資金調達方法を選択した理由

本第三者割当は、既存株主に対して、相応の希薄化の影響を与えるため、当社は、本第三者割当の決定に際し、本第三者割当と他の資金調達方法との比較を行いました。その結果、以下に掲げる理由により、現時点の当社における資金調達方法として、第三者割当による本新株式及び本新株予約権発行による資金調達が、最も合理的と考えられるものと判断いたしました。

金融機関等からの間接金融による資金調達は現状の当社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたこと。

エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行は、資金調達が一度に可能となるものの、公募増資では一般投資家の参加率、株主割当では既存株主の参加率が不透明であり、当社が希望する十分な資金を調達できるか不透明であることから今回の資金調達方法としては適切ではないと判断したこと。また、当社は、時期を失しないよう早急、確実かつ機動的に資金を確保する必要があること。したがって、事前準備と募集期間に一定の時間を必要とする公募増資及び株主割当増資は必ずしも機動的とは言えず、今回の資金調達の方法として適さないこと。

いわゆるライツ・オフリングには、当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、当社はそのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想され、適切な資金調達方法ではない可能性があります。また、ノンコミットメント型ライツ・オフリングは、割当先となる既存株主の参加率が不透明であり、当社が必要とする資金調達を実現できない可能性があることから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断したこと。

これらの検討を踏まえ、第三者割当による資金調達において、新株式の発行は、株式価値の希薄化を一時的に引き起こし、既存株主の利益を損なう恐れはありますが、確実に資金を調達できるメリットがあることから、各割当予定先との新株式発行による資金調達の方法で交渉を重ねてまいりました。

各割当予定先への打診及び引受に係る交渉の状況は、以下のとおりでございます。

景祥針織有限公司(所在地：Flat G,17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre,

162-170 Tai Lin Pai Road,Kwai Chung,New Territories, Hong Kong、代表者：Director 施景祥(Shih King Cheung))(以下、「景祥針織」といいます。)については、2021年6月7日に発行した当社新株式及び第7回新株予約権の引受実績があったことから、2022年1月中旬、当社代表取締役である片田と景祥針織の代表取締役である施景祥氏が動画通信でのミーティングを行い、改めて当社の資金需要がある旨を伝え、第三者割当を予定していることを伝え新株または新株予約権の発行、もしくはその両方の形で引き受けていただくことを打診いたしました。後日、2022年2月初旬の電話会議において新株式及び新株予約権による引受に応じる旨の回答をいただきました。

山内氏については、2022年1月に当社の関連会社T・N・H株式会社(所在地：東京都港区赤坂1丁目1番17-501号、代表者：藤岡 秀和)を設立した際に、当社の片田と共に取締役に就任されております。また、当社と並び同社の筆頭株主でございます。その設立ミーティングの折に、当社の財務体質の抜本的な改善を行うにあたり、相応の資金が必要になることから増資を検討している旨を説明し、資金ニーズをご理解いただきました。その後、改めて2月中旬に片田と山内氏で行ったミーティングで、山内氏に引き受けていただく新株予約権の規模についてもご確認いただき、ご了承いただきました。

株式会社DAN(所在地：埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一丁目524番地20、代表者：代表取締役 赤澤 心)(以下、「DAN」といいます。)については、フィナンシャルアドバイザー契約を行っている株式会社InfiLinkより、2022年3月初旬に代表取締役の赤澤心氏を紹介いただき、当社代表取締役である片田と2022年3月中旬に具体的なミーティングを行いました。新株式及び新株予約権の両方の引き受けて提案したところ、一度ご検討されるということで、再度、3月下旬にミーティングを設定しました。同社は保有する資金と共に代表取締役の赤澤心氏個人の株式などの金融資産は十分あるものの、当社の想定する増資のタイミングにおいては流動性に懸念があるとのことで、新株式による引受ではなく、新株予約権での引受であれば可能であると回答いただき、承諾いたしました。

プリVENTメディカル株式会社(所在地：東京都中央区日本橋小舟町9番18号、代表者：代表取締役 久米慶)(以下、「プリVENTメディカル」といいます。)は、2021年10月に共同事業を行うことなど協議等を行っておりましたが、合意に至らなかったものの、良好な関係は続いておりました。

2022年1月中旬に当社代表取締役の片田よりプリVENTメディカルの代表取締役久米氏に資金需要に伴う第三者割当を検討している旨の打診を行い、資金ニーズをご理解いただきました。

しかし、一度社内で検討されるとのことで、保留となっております。その後、改めて2022年5月上旬に片田と久米氏で行ったミーティングで、プリVENTメディカルに本第三者割当を引受けいただく新株予約権の規模についてもご確認いただき、ご了承いただきました。

このように、各割当予定先との交渉において、当社の業績及び希薄化の規模を勘案すると全額を新株で引き受けることは難しく、一部を新株予約権で引き受けたいとの要望があり、当社としても当社の資金ニーズの規模が約40億円となることから、新株式と合わせて新株予約権の割り当てを実施することで、一度に大幅な希薄化が生じることを回避することができるメリットがあります。また第7回新株予約権のように行使価額修正条項をつけることも検討しましたが、株価の下落は間逃れず当初予定する取得資金から大きく減少してしまうリスクがございます。これらを鑑み、割当予定先と協議し新株式及び新株予約権を併用する資金調達の方法を選択いたしました。

以上のように引受先の選定を経て、割当予定先に本新株式及び本新株予約権を併用する方法で割り当てる方法が本資金調達の方法として現時点における最良の選択であると判断しております。

本新株予約権の特徴

(本新株予約権のメリット)

本新株予約権の内容は、新株予約権の行使価額と対象株式数を固定することにより、既存株主の皆様の株式価値の希薄化の抑制が図られるように定められており、以下の特徴があります。なお、当社と割当予定先は、本新株予約権の行使を行う上で、当社の資金ニーズ及び市場環境等を勘案しながら、適宜行使を行っていくことを共通認識として確認しております。

行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、昨今その商品設計等について市場の公平性や既存株主への配慮等の点で懸念が示される価格修正条項付きのいわゆるMSCBやMSワラントとは異なり、行使価額及び対象株式数の双方が固定されております。発行当初から行使価額は118円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

また、本新株予約権の対象株式数も発行当初から発行要項に示される株式数で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

取得条項

本新株予約権は、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14営業日前までに本新株予約権者に通知することによって残存する新株予約権の全部または一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

譲渡制限

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、割当予定先が、本新株予約権を譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で譲渡制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

(本新株予約権のデメリット)

既存株式の希薄化が生じる可能性

本新株予約権の行使が進んだ場合、32,203,400株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることとなります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先は株式に対する保有方針は純投資目的であることから、当該割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、当該割当予定先による当社株式の市場売却により当社株価が下落する可能性があります。

2. 手取金の使途

< 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金額	支出予定時期
運転資金	200百万円	2022年8月～2023年1月

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

< 本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金額	支出予定時期
アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済	400百万円	2022年8月～2023年12月
当社における借入金返済	375百万円	2022年8月～2023年5月
M&Aによる法人取得資金及び当該法人取得初期における運転資金	1,520百万円	2022年8月～2024年7月
販売用不動産仕入資金	600百万円	2022年8月～2024年7月
債権買取スキーム投資資金	800百万円	2022年8月～2024年7月
子会社GFAFOODS株式会社への事業投資資金	100百万円	2022年8月～2024年7月
計	3,795百万円	

(注) 1. 上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金で保管する予定です。

2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は、手元資金の活用及び新たな資本による調達、又は、その他の手段による資金調達について検討を行う予定です。また、今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合など、その時々状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

3. 調達資金は、上記、記載の順に充当します。

運転資金

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、当社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしております。2023年3月期中に新型コロナウイルス感染症拡大は一定程度収束すると仮定しておりますが、当社グループの連結経常利益見込み額は131百万円にとどまっております。

資金繰りにおいては、以下、に記載する事業の事業化には一定程度時間を要することから、2022年4月～2023年3月までの期間において、156百万円の赤字を見込んでおります。そのため、当社グループの運転資金の補填として、本新株式により取得した資金を充当することを予定しております。

アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済資金

本第三者割当により調達する資金のうち400百万円については、当社完全子会社のアトリエブックアンドベッド株式会社における新型コロナウイルスの影響を織り込んだ資金繰りを鑑み、当社子会社のアトリエブックアンドベッドのキャッシュ・フローからの返済は困難と予測し、本第三者割当により調達する資金による返済期限が到来する下表の借入金(短期借入金残高の全額及び当該借入金の未払利息)の返済に充当いたします。なお、当該借入金の資金使途は運転資金の名目で借入しており、期日前返済も検討し、利息による出費を抑える方針で返済を予定しております。

なお、返済の順序につきましては、以下の並び順にて予定しております。

1) 借入金(150百万円)

借入先	りそな銀行 (大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号、代表取締役 岩永省一)
借入実行日	2018年8月31日
最終返済期日	2023年8月31日
当初借入金額	150百万円
利率	0.4%
利息	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日借入残高	94百万円

2) 借入金(40百万円)

借入先	株式会社東日本銀行 (東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之)
借入実行日	2020年10月3日
最終返済期日	2030年3月25日
当初借入金額	40百万円
利率	1.49%
利息	2百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日借入残高	16百万円

3) 借入金(40百万円)

借入先	りそな銀行 (大阪府大阪市中央区備後町二丁目2番1号、代表取締役 岩永省一)
借入実行日	2020年4月1日
返済期日	2030年3月31日
当初借入金額	40百万円
利率	1.5%
利息	3百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日借入残高	39百万円

4) 借入金(32百万円)

借入先	株式会社東日本銀行 (東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之)
借入実行日	2020年5月29日
最終返済期日	2030年5月25日
当初借入金額	32百万円
利率	1.4%
利息	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日借入残高	32百万円

5) 借入金(30百万円)

借入先	株式会社東日本銀行 (東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之)
借入実行日	2020年5月29日
最終返済期日	2030年5月25日
当初借入金額	30百万円
利率	1.4%
利息	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日借入残高	30百万円

6) 借入金(25百万円)

借入先	株式会社東日本銀行 (東京都中央区日本橋三丁目11番2号、代表取締役頭取 大石慶之)
借入実行日	2020年5月29日
最終返済期日	2030年5月25日
当初借入金額	25百万円
利率	1.4%
利息	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日借入残高	25百万円

7) 借入金(30百万円)

借入先	日本政策金融公庫 (東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー、総裁 田中一穂)
借入実行日	2020年5月27日
最終返済期日	2031年3月31日
当初借入金額	30百万円
利率	0.46%(3年経過後1.36%)
利息	1百万円
担保	なし
資金用途	運転資金
2022年6月15日借入残高	29百万円

8) 借入金(17百万円)

借入先	日本政策金融公庫 (東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー、総裁 田中一穂)
借入実行日	2020年5月27日
最終返済期日	2030年5月31日
当初借入金額	17百万円
利率	1.36%
利息	1百万円
担保	なし
資金用途	運転資金
2022年6月15日借入残高	17百万円

9) 借入金(70百万円)

借入先	株式会社商工組合中央金庫 (東京都中央区八重洲二丁目10番17号、代表取締役 関根正裕)
借入実行日	2020年5月18日
最終返済期日	2030年5月15日
当初借入金額	70百万円
利率	2.18%
利息	6百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日借入残高	68百万円

10) 借入金(60百万円)

借入先	株式会社三井住友銀行 (東京都千代田区丸の内一丁目1番2号、代表取締役 高島誠)
借入実行日	2018年10月1日
最終返済期日	2022年6月30日
当初借入金額	60百万円
利率	1.00%
利息	1百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日残高	30百万円

11) 借入金(10百万円)

借入先	株式会社アールストア (東京都豊島区東池袋1-7-5池袋イースタンビル7階、代表取締役 永井好明)
借入実行日	2017年12月1日
最終返済期日	2020年11月15日
当初借入金額	10百万円
利率	1.25%
利息	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日残高	1百万円

12) 借入金(10百万円)

借入先	株式会社アールストア (東京都豊島区東池袋1-7-5池袋イースタンビル7階、代表取締役 永井好明)
借入実行日	2018年4月27日
最終返済期日	2021年3月15日
当初借入金額	10百万円
利率	1.25%
利息	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日残高	3百万円

13) 借入金(10百万円)

借入先	株式会社アールストア (東京都豊島区東池袋1-7-5池袋イースタンビル7階、代表取締役 永井好明)
借入実行日	2018年6月11日
最終返済期日	2021年5月15日
当初借入金額	10百万円
利率	1.25%
利息	0百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日残高	4百万円

14) 借入金(85百万円)

借入先	株式会社オフィスミカ (東京都目黒区大岡山一丁目16番1号、代表取締役 永井美香)
借入実行日	2018年9月15日
最終返済期日	2023年10月25日
当初借入金額	85百万円
利率	3.0%
利息	6百万円
担保	なし
資金使途	運転資金
2022年6月15日残高	42百万円

当社における借入金返済資金

4月28日付「資金の借入に関するお知らせ」にて開示のとおり、グループの事業拡大のため、サステナブル有限責任事業組合より資金の借入を行っております。

また、同様にオークサービス株式会社より275百万円の借入を行っております。

そのため、本第三者割当増資から調達した資金から375百万円を予定しております。

1) 借入金(100百万円)

借入先	サステナブル有限責任事業組合(組合員 三木 佑也)
借入実行日	2022年4月28日
最終返済期日	2022年10月15日
当初借入金額	100百万円
利率	2.5%
利息	1百万円
担保	太陽光発電所の不動産及び発電所の運営により発生する利益
2022年6月15日残高	100百万円

2) 借入金(275百万円)

借入先	オークサービス株式会社(代表取締役 松田 康広)
借入実行日	2022年6月3日
最終返済期日	2023年6月2日
当初借入金額	275百万円
利率	3%
利息	1百万円
担保	なし
2022年6月15日残高	275百万円

M&Aによる法人取得資金及び当該法人取得初期における運転資金

当社は、2020年1月よりM&Aによる事業戦略としてM&Aに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大していく方針を掲げており、現在も継続しております。M&Aについては、「当社の本業の一つである不動産事業を財務シナジーの面から補強する自事業体」、「メタバース事業のような新規事業における研究開発シナジーがある事業体」、「業績が黒字で直接財務面に好影響を与え、アフターコロナにおいて成長が見込まれる事業体」のような事業体をターゲットに考えております。

シナジーのある事業については、抜本的な財務体質の改善につなげるために中長期的な視野で2～3年程度で黒字化を目指します。また、不動産に関連する事業体、安定的な収益を生む仕組みの構築を目指します。メタバース事業に幅を持たせるような事業体の場合は、新たな市場ゆえに加速度的に収益を拡大する可能性を秘めていると考えております。黒字企業については、文字通り業績の改善が可能です。

同じM&Aの中であっても、収益化のタイミングはターゲットにより変わってまいります。総合的には中長期的に利益を生み出せる体質に変えていくことを目指すものです。そのため、本第三者割当増資による新株予約権の発行及び行使により調達される予定資金から他の具体的用途にかかる支出予定額を除いた1,520百万円をM&Aによる法人取得資金及び当該法人取得初期における運転資金の支出予算とすることを予定しております。

なお、現時点では取得の可能性が高い候補先に対する取得資金として約500百万円の用途を予定しております。その他の候補先の取得は確定的ではございませんが、予定金額の範囲内で適切な法人の選定を進めます。

また、法人取得時に行使資金の調達ができていない場合においては、個々の法人取得の状況にもよりますが、取得時期を遅らせるなどその時々で適切な手法で対応する予定です。

なお、株式交付による法人の取得をすることも検討しており、その場合には資金の用途金額が変更になりその他の用途に変更する可能性がございます。その際には、速やかに資金用途の変更の開示を行い、適切な資金の使用に努めます。

販売用不動産仕入資金

これまで当社が携わってきた不動産投資事業において、販売用不動産の購入資金に充当するものでございます。

当社は2020年より中古住宅のリフォーム再販事業に取り組んでまいりました。これまでも仕入・リフォーム・再販を行い、安定した収益を獲得いたしました。住宅市場は新型コロナウイルスの影響下においても堅調に推移することが見込まれており、テレワークなどの広がりから従来よりも広いエリアの住宅需要が喚起されており今後も拡大することが予想されております。

入札による物件の取得、リフォーム及び再販までの流れは物件にもよりますが3ヶ月から6ヶ月を要します。M&Aにより不動産にシナジーのある法人の優先度は高く考えており、不動産の流動性を高め、回転率を高めるためにアフターコロナに移行しつつある現在の不動産需要にマッチした価格帯の物件を取得してまいります。

中古住宅のリフォーム再販事業は堅調に推移すると見込んでおりリスクが少なく、安定的な収益が見込まれることから、主に競売物件を想定しており、現時点では具体的な仕入候補の物件はございませんが、当該事業拡大の資金として本第三者割当により調達した資金から枠として600百万円を充当する計画でございます。

在宅ワーク向けスペースの設置等、昨今のニーズに応じたリフォームをすることで、1物件当たり10%の収益を獲得し事業を継続させる予定としております。

債権買取スキーム投資資金

、及びの事業につきましては、本業とする不動産を中心に収益化までには一定の期間が必要となってまいります。

早期かつ長期間にわたって安定した収益化が見込める事業として美容業界の割賦債権スキームへの投資を予定しております。

具体的には自社割賦債権の買取を計画しており、予定する対象法人の今期売上が400億円前後と想定しております。法人側の役務の提供が終了しているものを最優先とし、次点で残された役務が比較的少ないものまでの取得を想定しております。

上記を中心に毎月5000万円～1億円の自社割賦債権の買取を予定しており、資金使途としましては800百万円を予定しております。既にNDA契約を結び、取引候補の法人と協議が始まっており、資金使途の一つとして800百万円を予定しております。

子会社GFAFOODS株式会社への事業投資資金

2021年7月より子会社GFAFOODS株式会社を設立し、焼肉店を2店舗、居酒屋を1店舗の営業を行っております。新型コロナウイルスの影響下において一定数のファンを獲得出来ており、今後の収益拡大が期待できるため出店を進めてまいります。

居抜きの物件を基本に展開しているため、どのような物件が市場に出てくるかによって出店速度は変わってまいります。3～4カ月に1店舗のペースを想定しており2023年秋頃を目処に5店舗の出店を予定しております。

そのため、本第三者割当増資から調達した資金から100百万円を当社よりGFAFOODS社へ融資し、充当することを予定しております。

<新株式(2021年5月21日決議)の充当状況>

(1)	払込期日	2021年6月7日
(2)	発行新株式数	普通株式1,329,400株
(3)	発行価額	1株当たり173円 発行価額は、2021年5月21日開催の取締役会直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式(以下、「当社株式」という。)の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)に8.9%ディスカウントした価額であります。
(4)	資金調達の額	229,986,200円(差引手取額概算額 229,986,200円)
(5)	募集又は割当方法(割当先)	株式会社ウツミ屋 173,400株 景祥針織有限公司 578,000株 令和キャピタル有限責任事業組合 578,000株

< 本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途 >

具体的な使途	金額	支出予定時期
借入金返済資金	174百万円	2021年 6 月
運転資金	55百万円	2021年 6 月 ~ 2021年 9 月
計	229百万円	

本新株式による調達資金については、上記の期間内に当初の資金使途通りに使用しております。

< 第 7 回新株予約権(2021年 5 月21日決議)の充当状況 >

第三者割当による行使価額修正条項付第 7 回新株予約権の発行

割当日	2021年 6 月 7 日
発行新株予約権数	113,124個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価格	新株予約権 1 個につき248円(総額 28,054,752円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	2,166,098,352円(差引手取額概算額 2,031,757,924円) (内訳) 新株予約権発行分 28,054,752円 新株予約権行使分 2,138,043,600円
割当先	株式会社TKコーポレーション 100,955個 株式会社ウツミ屋 1,587個 景祥針織有限公司 5,291個 令和キャピタル有限責任事業組合 5,291個
募集時における発行済株式数	14,348,300株
当該募集による潜在株式数	11,312,400株
現時点における行使状況	111,537個が行使済みであり、1,587個については、2022年 6 月10日付で残存していた新株予約権を取得及び消却しております。 行使による手取額は1,231,975,573円でございます。(2022年 6 月10日時点)

上記2021年 5 月21日に提出しました有価証券届出書において、M&A等により時間とリスクを限定し、事業領域の拡大及び収益基盤の安定化を図ることを目的として第 7 回新株予約権を発行することとし、手取金の使途は当初以下のとおり開示いたしました。

具体的な用途	金額	支出予定時期
運転資金	48百万円	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	100百万円	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	942百万円	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	942百万円	2021年6月～2023年5月
計	2,032百万円	

その後、2021年7月15日付開示「資金用途の変更に関するお知らせ」のとおり、事業戦略として新規事業への参入をし、今後の収益源なりうると判断しBP0サービスを主軸としたプレソフィア株式会社を設立いたしました。

具体的な用途	金額(百万円) (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (28)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	100 (68)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	934 (5)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	942 (11)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S 社)	8 (-)	2021年7月末
計	2,032 (112)	

その後、2021年7月30日付開示「資金用途の変更に関するお知らせ」のとおり、優良な貸付先が見つかり、従来計画していた資金用途よりも当社の収益に貢献する見込みがあると判断したため、資金用途を変更し、営業貸付金として融資をし、以下のような資金用途と変更いたしました。

具体的な用途	金額(百万円) (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	100 (68)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	934 (7)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	892 (11)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S 社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	50 (-)	2021年7月末
計	2,032 (142)	

2021年8月18日付開示「資金用途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社51%出資子会社としてGF社を設立し、空間プロデュース事業の拡大を図ることいたしましたため、以下のような資金用途と変更いたしました。

具体的な使途	金額 百万円 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	100 (71)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (19)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	892 (11)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S 社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	50 (50)	2021年7月末
関連会社事業投資資金(G F 社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (5)	2021年8月～2023年5月
計	2,032 (212)	

2021年8月30日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、本ゲームのプロモーション費用および優良な貸付先が見つかり、従来計画していた資金使途よりも当社の収益に貢献する見込みがあると判断したため、以下のような資金使途と変更いたしました。

具体的な使途	金額 百万円 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	128 (128)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (23)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	814 (11)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S 社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	100 (100)	2021年7月～2021年8月
関連会社事業投資資金(G F 社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (5)	2021年8月～2023年5月
計	2,032 (323)	

2021年10月20日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社グループで仮想空間におけるサービス提供を行うメタバース事業を開始することを決定したため、以下のような資金使途と変更いたしました。

具体的な使途	金額(百万円) (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	128 (128)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (211)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	805 (109)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	100 (100)	2021年7月～2021年8月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (5)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金	9 (9)	2021年10月
計	2,032 (618)	

2021年11月30日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社に対して貸付依頼があり、当社の収益に貢献する見込みがあると判断したため、以下のような資金使途と変更いたしました。貸付先の詳細につきましては、貸付先との守秘義務により公表を控えさせていただきます。

具体的な使途	金額(百万円) (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	128 (128)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (222)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	705 (109)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	200 (200)	2021年7月～2021年8月 2021年11月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (15)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金	9 (9)	2021年10月
計	2,032 (739)	

2021年12月15日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社に対して貸付依頼があり、当社の収益に貢献する見込みがあると判断したため、以下のような資金使途と変更いたしました。貸付先の詳細につきましては、貸付先との守秘義務により公表を控えさせていただきます。

具体的な使途	金額(百万円) (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	128 (128)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (228)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	635 (109)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	270 (270)	2021年7月～2021年8月 2021年11月、2021年12月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (15)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金	9 (9)	2021年10月
計	2,032 (815)	

2021年12月20日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社に対して貸付依頼があり、当社の収益に貢献する見込みがあると判断したため、以下のような資金使途と変更いたしました。貸付先の詳細につきましては、貸付先との守秘義務により公表を控えさせていただきます。

具体的な使途	金額 百万円 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	128 (128)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (259)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	535 (101)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	370 (300)	2021年7月～2022年5月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (15)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金	9 (9)	2021年10月
計	2,032 (868)	

2022年1月14日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、子会社ガルヒ就労支援サービス株式会社において支店の開設をするとともに就労支援事業者向け管理システム「MARLINS(マーリンズ)」を取得し、以下のような資金使途と変更いたしました。

具体的な使途	金額(百万円) (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費	128 (128)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (279)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	485 (101)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	370 (365)	2021年7月～2022年5月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (15)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金	9 (9)	2021年10月
関連会社事業投資資金(ガルヒ社) ・支店開設及びシステム取得資金	50 (0)	2022年1月～2023年1月
計	2,032 (953)	

2022年2月14日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、NFT化に向けた大幅アップデート及びそれに付随したコース、新規機種、声優ボイス等のアップデートや新規作成を行うため、以下のような資金使途と変更いたしました。

具体的な使途	金額(百万円) (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費、ゲームのNFT化に伴う開発資金	170 (128)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (289)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	443 (101)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	370 (365)	2021年7月～2022年5月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (25)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金	9 (9)	2021年10月
関連会社事業投資資金(ガルヒ社) ・支店開設及びシステム取得資金	50 (30)	2022年1月～2023年1月
計	2,032 (1,003)	

2022年3月25日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社は、成長分野を中心に様々な事業者の事業資金需要に応える金融サービス事業を行っております。今回、当社に対して貸付依頼があり、短期ではございますが当社の収益に貢献する見込みがあると判断し、以下のような資金使途と変更いたしました。

具体的な使途	金額 百万円 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費、ゲームのNFT化に伴う開発資金	170 (150)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (291)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	393 (102)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	420 (420)	2021年7月～2022年5月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(45百万円)	50 (40)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金	9 (9)	2021年10月
関連会社事業投資資金(ガルヒ社) ・支店開設及びシステム取得資金	50 (30)	2022年1月～2023年1月
計	2,032 (1,098)	

2022年4月11日付開示「資金使途の変更に関するお知らせ」のとおり、当社子会社のGFAFOODSへの事業投資資金、メタバース事業及び営業貸付金として、以下のような資金使途と変更いたしました。

具体的な使途	金額 百万円 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費、ゲームのNFT化に伴う開発資金	170 (170)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (292)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	323 (103)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	440 (440)	2021年7月～2022年5月
関連会社事業投資資金(G F社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(145百万円)	90 (40)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金及びメタバース空間リニューアル開発資金、プロモーション費用	19 (9)	2021年10月 2022年4月～2022年7月
関連会社事業投資資金(ガルヒ社) ・支店開設及びシステム取得資金	50 (30)	2022年1月～2023年1月
計	2,032 (1,140)	

届出書提出時点資金使途状況

具体的な使途	金額 百万円 (内、充当済み金額)	支出予定時期
運転資金	48 (48)	2021年6月～2021年9月
スマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション費、ゲームのNFT化に伴う開発資金	170 (170)	2021年6月～2022年5月
販売用不動産仕入資金	884 (362)	2021年6月～2023年5月
太陽光発電施設取得資金	323 (103)	2021年6月～2023年5月
関係会社株式資金(P S 社)	8 (8)	2021年7月末
営業貸付金資金	440 (440)	2021年7月～2022年5月
関連会社事業投資資金(G F 社) ・株式資金(5百万円) ・飲食店舗の事業譲受資金及び店舗関連設備資金並びに当該事業の運転資金(145百万円)	90 (50)	2021年8月～2023年5月
メタバースイベント資金及びメタバース空間リニューアル開発資金、プロモーション費用	19 (19)	2021年10月 2022年4月～2022年7月
関連会社事業投資資金(ガルヒ社) ・支店開設及びシステム取得資金	50 (30)	2022年1月～2023年1月
計	2,032 (1,231)	

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

景祥針織有限公司

a. 割当予定先の概要	(1) 名称	景祥針織有限公司
	(2) 所在地	Flat C,17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre, 162-170 Tai Lin Pai Road,Kwai Chung, New Territories, Hong Kong
	(3) 代表者の役職・氏名	Director 施景祥(Shih King Cheung)
	(4) 国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	国内の事務所は存在しないため、該当事項はありません。
	(5) 事業の内容	ニット製品の取引及びマスク製造
	(6) 資本金	10,000香港ドル
	(7) 主たる出資者及びその出資比率	施景祥(Shih King Cheung) 100.0%
b. 提出者と割当予定先との間の関係 (注)	出資関係	同社は2021年6月7日付で発行した新株式及び第7回新株予約権の引受先ですが、現在保有する株式はございません。
	人事関係	同社の代表取締役である施景祥氏は2022年6月28日に開催の当社株主総会における役員改選議案を受けて、当社の社外取締役に就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

山内規之

a. 割当予定先の概要	(1) 名称	山内 規之
	(2) 住所	東京都港区
	(3) 職業の内容	会社役員
b. 提出者と割当予定先との間の関係 (注)	出資関係	当社の関連会社であるT・N・H株式会社の筆頭株主(持分割合:40.0%)です。
	人事関係	当社が40.0%の出資を行うT・N・H株式会社の取締役に就任しております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

株式会社DAN

a. 割当予定先の概要	(1) 名称	株式会社DAN
	(2) 所在地	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一丁目524番地20
	(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 赤澤 心
	(4) 事業の内容	1. 飲食店の経営 2. 芸能プロダクション及びモデルプロダクションの経営 3. 出版物広告等の営業代行業務 4. 飲食店経営、各種営業及び不動産にかかるコンサルタント業務 5. 投資業及び投資顧問業務 6. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介業務
	(5) 資本金	100,000円
	(6) 主たる出資者及びその出資比率	赤澤心 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係 (注)	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

プリベントメディカル株式会社

a. 割当予定先の概要	(1) 名称	プリベントメディカル株式会社
	(2) 所在地	東京都中央区日本橋小舟町9番18号
	(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 久米 慶
	(4) 事業の内容	予防医療、検査方法、治療方法及び医療機関等に関する情報の収集、提供、調査及び研究並びにこれらの業務の受託等
	(5) 資本金	1,046,375,000円
	(6) 主たる出資者及びその出資比率	久米 慶 35.16% 島村 正顕 5.85% 山下 勝徳 5.85%
b. 提出者と割当予定先との間の関係 (注)	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(注) 「割当予定先の概要」欄及び「提出者と割当予定先との間の関係」欄は、別途時点を明記していない限り本届出書提出日現在におけるものであります。

d. 割当予定先の選定理由

本資金調達に際し、当社は割当先それぞれと個別に協議を行っており、割当先はそれぞれ独立した投資判断に基づき本資金調達への参加を決定しております。なお、それぞれの割当先と他の割当先の間には資本関係、人的関係、取引関係を含み一切の関係はなく、相互に関連当事者には該当しない旨を各社及び各人より口頭にて確認しております。

当社グループはM&Aを成長の柱とし2020年2月に2社を子会社化しましたが、2社とも顧客来店型の事業展開を行っておりコロナ禍の影響を大きく受けております。各種助成金、感染症特例貸付金等を活用し事業を継続してきましたが、当社グループの経営状況、財務状況に重大な悪影響を及ぼしております。2021年3月期においては、2020年4月～6月に緊急事態宣言の発令により休業を余儀なくされ、4月及び5月は2社共に90%超の売上の減少となるなど、年間売上高は、前年比でCAMELOTにおいて約65%の減少、アトリエブックアンドベッドにおいては約80%の減少と未曾有の厳しい業績となりました。

2021年3月期には、第三者割当による新株及び価額修正条項付第7回新株予約権証券の発行により資金の調達をいたしました。株価の低迷により想定する資金需要には満たず、新型コロナウイルス感染症とそれに付随する政府や自治体の強い措置の影響が随所に見られるなど、コロナ以前の業績には程遠く、年間売上高は前年比ではCAMELOTにおいて100%の増加、アトリエブックアンドベッドにおいては、68%の増加を見せるなど回復は見せたものの、新型コロナウイルスの影響が本格化する前の2019年3月期比において年間売上高は、依然としてCAMELOTにおいて約26%の減少、アトリエブックアンドベッドにおいては約67%減少であるなど厳しい状況が続いております。

2021年11月頃には2社の売上も少しずつ回復の兆しを見せておりましたが、年末よりオミクロン株がデルタ株よりも急速なスピードで感染拡大し、2022年1月初旬にはまん延防止等重点措置が実施されることが決定的になりました。そのため、需要の本格的な回復は想定よりも1年以上は先送りになると判断し、足元の業績の状況から増資による資金調達を検討し始めました。

景祥針織有限公司

景祥針織は、ニット製品およびマスクの製造販売を行う香港に所在する法人です。同社は2021年6月7日付で発行した新株式及び第7回新株予約権の引受先の一つです。2022年1月中旬に先方のDirectorである施景祥氏(Shih King Cheung)及び通訳であるLaion Shing氏に対し、改めて当社代表の片田より当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームを説明したところ、2022年2月初旬に賛同いただき、本第三者割当の引受に応じていただきました。

今回発行を予定している新株式及び新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

なお、施景祥氏は2022年6月28日に開催の当社株主総会において役員改選議案につき、当社取締役役に就任致しました。当社は、将来的に一部事業において海外での顧客獲得やサービスの展開を想定しております。今後、進めていくにあたり施景祥氏の中国及び香港における人脈に期待するとともに、M&Aによる法人取得を進める中で、経営の多角化が進むこととなります。国内外において幅広い知識が必要になるため、現在の取締役とは性質を異にした方を社外取締役として招聘することを企図しております。また、同時に施景祥氏の兄である施北斗氏も当社取締役の候補でございます。施北斗氏は中国で電気自動車、充電施設及び太陽光事業を行っており、その知見と技術を当社で保有する太陽光発電所に生かすことも検討しております。

山内規之

山内規之氏は、当社代表の片田朋希が証券会社に勤務していた当時に既知であり現在も親交が継続しております。2022年2月に当社関連会社T・N・H株式会社(所在地：東京都港区赤坂1丁目1番17-501号、代表者：藤岡秀和)の取締役役に就任しております。また、当社と同様に同社の筆頭株主として40%の株式を保有しております。山内規之氏に2022年2月上旬に資金調達の実現性について片田より説明を行い、当社の方針をご理解いただきました。

その後、片田より本新株予約権のスキームを提案し第三者割当増資の打診を行ったところ、当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームに賛同いただき、2022年2月中旬に本第三者割当の引受に応じていただきました。今回発行を予定している新株式及び新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を支配する意向がないことが明らかであることから、同氏を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

株式会社DAN

DANは主に飲食店経営、不動産コンサルティングを行う法人です。同社は2022年3月初旬にフィナンシャル・アドバイザーである株式会社InfiLinkより紹介を受け、2022年3月中旬に代表取締役である赤澤心氏に、当社代表の片田より当社の経営方針及び資金ニーズおよび本新株予約権のスキームを説明したところ、2022年3月下旬に賛同いただき、本第三者割当の引受に応じていただきました。今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社の経営に関与することや子会社化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

プリVENTメディカル株式会社

プリVENTメディカルは主に予防医療、検査方法、治療方法及び医療機関等に関する情報の収集、提供、調査及び研究等を行う法人です。2021年10月頃に共同事業を行うことなどとして協議等を行っておりましたが、合意に至らなかったものの、良好な関係は続いておりました。その後当社が第三者割当増資を検討し始めた際に改めてプリVENTメディカル社の名前が挙がり、2022年1月中旬に再度面談の場を設け、当社代表取締役の片田よりプリVENTメディカル社の代表取締役久米氏に資金需要に伴う第三者割当を検討している旨の打診を行い、資金ニーズをご理解いただきました。しかし、一度社内で検討されるとのことで、回答待ちの状態となっておりますが、その後、久米氏より連絡があり改めて5月上旬に片田と久米氏で行ったミーティングで、プリVENTメディカルに引き受けていただく新株予約権の規模についてもご確認いただき、ご了承いただきました。今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式については、割当予定先が純投資を目的としており、当社を子会社化する意向がないことが明らかであることから、同社を割当予定先として適切と判断し選定致しました。

e. 割り当てようとする株式の数

割当予定先の名称	割当株式数
景祥針織有限公司	普通株式 1,695,000株
	新株予約権 33,900個 (その目的となる株式 3,390,000株)
山内規之	新株予約権 101,694個 (その目的となる株式 10,169,400株)
株式会社DAN	新株予約権 42,373個 (その目的となる株式 4,237,300株)
プリVENTメディカル株式会社	新株予約権 144,067個 (その目的となる株式 14,406,700株)

f．株券等の保有方針

普通株式

本新株式の割当予定先である景祥針織は、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。なお、当社は、各割当予定先から、払込期日から2年以内に本新株式の発行により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であります。

新株予約権

本新株予約権の割当予定先である、山内規之氏、景祥針織及びDANは、純投資を目的としております。また、本第三者割当増資により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針である旨を、口頭で確認しております。割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡を検討する場合には、事前に譲受人の本人確認、反社会的勢力等との関係確認、行使の払込原資確認、本新株予約権の行使により取得する株式の保有方針の確認、当社が割当予定先との間で契約する取得等の権利・義務についても譲受人が引継ぐことを確認し、当社取締役会にて譲渡が承認された場合には、その内容を開示いたします。

g．払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する財産の存在については、次のとおり割当予定先の資料提出を受け確認しております。

景祥針織有限公司

景祥針織から、本新株及び本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受け、割当予定先の2022年5月22日現在の銀行口座の写し、及び2022年5月31日時点の同社の証券口座にて保有株の評価額のデータを入手しており、同社が本新株及び本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及び流動性の高い資産を保有していること、払込時に新株及び新株予約権の取得費用を用意できることを口頭で確認しております。

新株予約権の権利行使資金につきましては、一度に今般の行使金額の総額の権利行使を行うだけの資金を保有しておりません。しかしながら、本新株予約権の権利行使については、本新株を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を施景祥氏(Shih King Cheung)氏より当社代表の片田が口頭にて受けております。

山内規之

山内規之氏から、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受け、割当予定先の2022年7月15日現在の預金通帳の写しを入手しております。また、現在の口座残高以外に貸付債権を保有しており、2022年7月15日に貸付先から貸付金の一部が回収されていることを、山内氏の通帳写しにより確認しております。資金の出所については自己の運用資金など全額自己資金であると口頭で確認しており、同氏が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金を保有していることを確認しております。しかしながら、新株予約権の権利行使資金につきましては、一度に今般の行使金額の総額の権利行使を行うだけの資金を保有しておりません。本新株予約権の権利行使については、本新株を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることを山内氏より当社代表の片田が口頭にて説明を受けております。

株式会社DAN

DANから、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金を保有している旨の口頭による報告を受けて、割当予定先の代表取締役の赤澤氏保有の2022年6月24日現在証券口座の評価額等がわかるデータ及び株式会社DANの2022年6月24日現在の銀行口座情報を入手しております。

新株予約権の取得資金及び新株予約権行使資金については、代表取締役の赤澤心氏の資金をDANに1210万円を貸し付けていることを同社の取締役会にて承認されていることを書面にて確認しております。また、同様に追加で3000万円を代表から貸付することを確認しております。また、貸付資金の用途としては、代表者の資金を持ってDANの資本金の増強を行う予定しており、資本金として法人の資産とする予定と口頭でヒアリングしております。

上記各割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております。

しかしながら、新株予約権の権利行使資金につきましては、一度に今般の行使金額の総額の権利行使を行うだけの資金を保有しておりません。本新株予約権の権利行使については、赤澤氏個人の保有する投資有価証券を売却した資金を使用することを前提にしており、不足があれば追加で代表個人の保有する現物株式及び信用買または信用売の建玉を解消し、投入も検討するとヒアリングしております。また、本新株を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることを代表取締役のより当社代表の片田が口頭にて説明を受けております。

プリVENTメディカル株式会社

プリVENTメディカルから、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込みに要する資金は、プリVENTメディカルの完全子会社であるプリVENTサイエンス社からの借入による資金が200百万円を借入しておりますが、完全子会社からの資金の借入により資金の用意ができていた旨の口頭による報告を受けて、割当予定先の2022年6月23日現在の預金通帳の写しを入手しております。

しかしながら、プリVENTメディカルは一度に新株予約権の権利行使を行えるだけの資金を有していないため、本新株予約権の払込金額を支出後の保有資金により行使を行い、その売却金額をもって再度行使を行うと代表の久米氏よりヒアリングしております。

上記各割当予定先から提出された資料により、本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることを確認しております

以上のことから、各割当予定先の払込みに要する資金については、資金調達の確実性があり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないと判断いたしました。

h. 割当予定先及び関係先の実態

景祥針織有限公司

割当予定先である景祥針織有限公司及び同社の役員、主要株主及び関連会社(以下「割当予定先等」という。)と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

山内規之

割当予定先である山内規之氏及び関連会社(以下「割当予定先等」という。)と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。また、当該レポートには、「ネガティブな風評が散見された事から、事件化となっていないものの、ヒアリング等の手法を用い、当時の状況や関連性について確認する必要があるものと考察される」と記載があるが書面にて回答を得ており、事実無根であると確認しております。当社の見解としましては、山内氏からヒアリングした一連の話には合理性がある判断しております。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

株式会社DAN

割当予定先であるDAN及び同社の役員、主要株主及び関連会社(以下「割当予定先等」という。)と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されない独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けておりますが、その中で迷惑メールの送信元であるかのような噂について記載がございましたが、法人のメールアドレスを取得した事実もなく、書面にて事実ではない旨の説明を受けております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

プリVENTメディカル株式会社

割当予定先であるプリVENTメディカル及び同社の役員、主要株主及び関連会社(以下「割当予定先等」という。)と反社会的勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されないという独立した第三者機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役 羽田 寿次)に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領しました。当該調査報告書において、当該割当予定先等の関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けております。

調査報告書の中で、過去に役員を務めた企業が行政処分を受けていることから、追加のヒアリングをし、既に当該事例については業務改善報告書等を提出済みであるなど適切に処理が行われている旨を書面にて確認しております。当社は、上記のとおり割当予定先等が反社会勢力暴力団等とは一切関係がないこと及び過去の事例についても問題がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本割当契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。なお、当社は、各割当予定先は引受後に譲渡を行う意思がないことを各割当予定先より口頭にて確認しておりますが、本新株予約権の全部又は一部を譲渡する場合には、当社取締役会における承認の前に、譲受人の本人確認、反社会的勢力と関わりがないことの確認、行使に係る払込原資の確認、本新株予約権の保有方針の確認を行い、本割当契約に係る行使制限等の権利義務について譲受人が引継ぐことを条件に、承認の可否を判断する予定です。また、当社取締役会において本新株予約権の譲渡を承認した場合には、当該内容を開示いたします。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行の合理性

払込金額の算定根拠とその具体的内容

a. 本新株式

本新株式における発行価格は、割当予定先との協議の結果、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2022年8月2日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値130円を基準とし、直前取引日の終値である130円から9.24%ディスカウントした118円といたしました。

上記発行価格は、直近の市場価格に基づくものが合理的であると判断したこと及び、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(2010年4月1日付 以下、「日証協指針」といいます。)によると、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格)を基準として決定することとされているため、本件第三者割当の発行価格を決定する際にも、本件第三者割当に係る取締役会決議の直前営業日の終値を基準といたしました。

また、発行価格のディスカウント率を9.24%とした経緯としましては、2022年3月期連結業績において、売上高1,196百万円(前年同期は2,652百万円)、営業損失699百万円(前年同期は1,464百万円の営業損失)と大きく減少していることや、純資産456百万円(前年同期は67百万円)と大きく毀損した財政状態を総合的に勘案し、割当予定先からの発行価格における10%程度のディスカウントの打診を受け、日証協指針に準拠する10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることはやむを得ないと判断し、発行価格について割当予定先のディスカウントに対する要望を受け入れた結果によるものとなります。

なお、当該発行価格は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である130円から9.24%のディスカウント、当該直前取引日までの1カ月間の終値平均である126.38円から約6.63%のディスカウント、当該直近取引日までの3カ月間の終値平均である120.90円から約2.40%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である114.13円から約3.38%のプレミアムとなっております。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価格は、適正かつ妥当な価格であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員からも、取締役会において決定された発行価格は、取締役会決議日の直前取引日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、また、9.24%のディスカウント率についても、本第三者割当による増資規模(40億円)の必要性、本第三者割当で発行する当社株式の流通量が既存株主に与える影響(詳細は、下記「(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」を参照)、当社の業績及び信用リスク、割当予定先が負う価格下落リスクの諸観点から当該ディスカウント率の合理性について十分な検討が行われていること及び日証協指針も勘案されていることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

b. 本新株予約権

新株予約権の発行価格の公正価値の算定には、上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元)に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

当該機関は、割当予定先の権利行使行動及び株式売却動向並びに当社の本新株予約権取得動向について合理的に想定される仮定を置くとともに、当社の株価(2022年8月2日の終値)、当社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート-0.098%)、ボラティリティ(59.98%)、クレジット・コスト(25.17%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(305,700株))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2022年8月22日から2024年8月21日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を181円(1株当たり1.81円)と算定いたしました。割当予定先の権利行使行動に関しては、株価が行使価格を超過し行使が可能な場合には割当予定先は、1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(305,700株))を目途に直ちに権利行使を実施することを想定しています。

当社は、算定に用いられた手法、前提条件及び合理的に想定された仮定等について、特段の不合理な点はなく、公正価値の算定結果は妥当であると判断いたしました。この算定結果をもとに割当予定先へ打診したところ結果、承諾いただき、本新株予約権1個の払込金額を金181円(1株当たり1.81円)といたしました。

また、本新株予約権の行使価額は、当社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、当社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当初行使価額は当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2022年8月2日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の普通取引の終値である130円から9.24%ディスカウントした118円といたしました。

本新株予約権の行使価額を取締役会決議日の直前取引日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前取引日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したものといたします。

なお、本新株予約権の行使価額は本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日までの1か月間の終値平均である126.38円から約6.63%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である120.90円から約2.40%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である114.13円から3.38%のプレミアムとなっております。

なお、本日開催の当社取締役会に出席した当社監査役3名(うち社外監査役3名)全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、本新株式及び本新株予約権に係る有価証券届出書の作成支援を行っておりますが、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないことについて異論がない旨の意見が述べられております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,695,000株(議決権数16,950個)及び32,203,400株(議決権数322,034個)の合計33,898,400株(議決権数338,984個)となり、2022年8月3日現在の発行済株式総数27,216,700株(議決権数269,120個)に対して、本新株式の発行により6.22%(議決権比率6.29%)、本新株予約権の発行により118.32%(議決権比率119.66%)の合計124.55%(議決権比率125.96%)の希薄化が生じます。

したがって、希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、独立した第三者からの意見の入手又は株主の意思確認のいずれかの手続きを要することとなりますが、当社は本第三者割当の妥当性について、独立した第三者からの意見書を入手することといたしました。

また、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式数32,203,400株に対して、当社株式の過去6ヶ月間における1日あたり平均出来高は、約675,776株であり、本新株式の発行及び本新株予約権が行使された場合の最大交付株式32,203,400株を行使期間である2年間(245日/年間営業日数で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの株式数は約65,721株となり、上記1日あたりの平均出来高の9.72%となるため、これらの売却が市場内にて短期間で行われた場合には、当社の株価に影響を与える恐れがありますが、当社は割当予定先に対して当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認していることから、本資金調達及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

当社としましては、今回の資金調達を、上記「5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載する通り、必要不可欠であり、当社グループの業績回復が進むことによって既存株主様の利益につながるものであることから、今回の第三者割当による新株式及び新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は、一定の合理性を有しているものであると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,695,000株及び32,203,400株の合計33,898,400株となり、2022年8月3日現在の発行済株式総数27,216,700株(議決権数269,120個)に対して、合計124.55%(議決権比率125.96%)の希薄化が生じます。

今回の第三者割当による希薄化率が25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (百株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (百株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
プリントメディカル株式会社	東京都中央区日本橋小舟町 9番18号			144,067	23.69%
山内 規之	東京都港区			101,694	16.72%
景祥針織有限公司	Flat C,17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre,162-170 Tai Lin Pai Road,Kwai Chung, New Territories, Hong Kong			50,850	8.36%
株式会社DAN	埼玉県さいたま市大宮区堀 の内町一丁目524番地20			42,373	6.97%
合同会社CP1号 匿名組合口	東京都港区新橋五丁目7番 12号	27,600	10.26%	27,600	4.54%
サステナブル有限責任事業 組合	東京都渋谷区道玄坂15番3- 423号	11,230	4.17%	11,230	1.85%
PHILLIP SECURITIES(HONG KONG) LIMITED	UNITED CTR 11/F,QUEENSWAY 95,ADMIRALTY, HONGKONG	7,998	2.97%	7,998	1.32%
INTERACTIVE BROKERS LLC	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	7,215	2.68%	7,215	1.19%
青山 馥	岐阜県羽島市	5,000	1.86%	5,000	0.82%
山田 恭	千葉県市川市	4,900	1.82%	4,900	0.81%
計		63,943	23.76%	402,927	66.26%

- (注) 1. 所有株式数につきましては、2022年3月31日時点の株主名簿の記載された数値を記載しております。
2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2022年8月3日現在の当社の発行済株式総数27,216,700株(議決権数269,120個)をもとに算出しております。
3. 「割当後の所有株式数」は本新株式及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の数に「所有株式数」に記載した株式数を加算した数を記載しております。また、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式及び本新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数で除して算出しております。
4. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

a . 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、運転資金等へ充当する予定であります。これらは早期に持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善及び債務超過の解消を行うため、資金調達は必要不可欠であると考えております。

本第三者割当増資以外の方法による資金調達手法のうち、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途 本資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、他の資金調達方法について検討した結果、他の手法と比較しても本第三者割当増資による資金調達は、現時点においては、当社として最適な資金調達方法であると判断しております。

また、本第三者割当増資は、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となることから、持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善及び債務超過の解消が実施できることから、本第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

b . 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社が本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,695,000株及び32,203,400株の合計33,898,400株となり、2022年8月3日現在の発行済株式総数27,216,700株(議決権数269,120個)に対して、合計124.55%(議決権比率125.96%)の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、当社は、大規模な希薄化を伴ってでも、前記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載のとおり、本第三者割当増資により調達した資金は、当社グループの事業資金並びに運転資金に充当する予定であり、これらは持続的な経営の安定化を行い、財務体質の改善及び債務超過の解消を実現するためには、必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると当社取締役会においても判断しております。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

上述のとおり、本第三者割当増資に係る希薄化率が25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本第三者割当による資金調達について、株式の発行を伴うものの、現在の当社の財務状況及び迅速に本第三者割当による資金調達を実施する必要があることを鑑みると、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、臨時株主総会決議を経るまでに日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても相応のコストを伴うことから、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である高橋健一氏(高橋健一法律事務所 東京都中央区銀座八丁目10番5号、代表弁護士：高橋 健一)、宍田拓也氏(当社社外監査役)、豊崎修氏(当社社外監査役)の3名によって構成される第三者委員会(以下「本第三者委員会」といいます。)に、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2022年8月2日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下の通りです。

() 意見

本第三者割当には必要性及び相当性いずれも認められる。

() 意見に至る理由

1 資金調達の必要性

1. 本第三者割当の目的

本第三者割当により調達した資金用途について、本新株式の発行により調達した資金については、運転資金に、また、本新株予約権の発行により調達した資金については、アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済、貴社における借入金返済、M&Aによる法人取得資金及び法人取得初期の運転資金、販売用不動産仕入資金、債権買取スキーム投資資金、子会社GFAFOODS株式会社への事業投資資金に充当することを予定しているとのことである。

貴社においては、2020年1月に投資銀行宣言を発表し、当面の事業戦略としてM&Aに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大していく方針を掲げた。この方針に従い、2020年2月にアトリエブックアンドベッド株式会社(以下「アトリエブックアンドベッド」という。)及び株式会社CAMELOT(以下「CAMELOT」という。)の2社の株式を取得し子会社化した。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府緊急事態宣言、政府及び自治体からの各種要請等を受けて、アトリエブックアンドベッド及びCAMELOTは、当社連結子会社となって間もない2020年4月から、店舗の臨時休業及び営業時間短縮等の営業自粛を行ってきた結果、需要が激減し、貴社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしているといえる。

貴社グループにおいては、こうした状況を改善すべく、新株予約権の発行による増資や各種給付金や雇用調整助成金制度の活用、新型コロナウイルス感染症特例貸付制度を活用するなどして資金繰りの改善を図ってきた。

また、新たな事業の創出と既存事業の補強として、太陽光発電の取得、当社の関連会社が開発したスマートフォン向けゲームの新規リリースに関するプロモーション及び不動産再販事業における不動産取得資金を用途として経営状況の改善を目指すべく取り組んできたが、これらの各事業が貴社の収益の安定化や経営状況の改善に資しているとはいえない状況にある。

そして、2022年3月期では、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、今後の資金繰りにも懸念が生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が継続している状況にある。

したがって、貴社は、既存事業のみによって収益基盤の安定化や財務状態の健全化を図ることは困難であると考えられ、持続的な経営の早期安定化のために新たな資金調達を行う必要性が極めて高いというべきである。

上記を前提に、以下、上記「ないし」に関する資金調達の必要性について検討する
運転資金について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響は、貴社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしている。

2023年3月期中に新型コロナウイルス感染症拡大は一定程度収束すると想定されるものの、貴社グループの連結経常利益見込み額は131百万円にとどまっている。

また、既存事業や、新たに計画しているM&Aによる法人取得、債権買取スキーム投資による事業によって直ちに収益基盤の安定化が図れる状態であるともいい難く、2022年4月～2023年5月までの期間において、156百万円の赤字が見込まれる状況にある。

そのため、貴社グループの運転資金の補填のために資金調達を行う高度の必要性が認められる。

子会社アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済について

アトリエブックアンドベッドについては、2020年2月に貴社の子会社となった直後の同年4月から、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府緊急事態宣言、政府及び自治体からの各種要請等を受け、店舗の臨時休業及び営業時間短縮等の営業自粛を行ってきた結果、需要が激減し、現在も改善が見られない状況にあり、貴社グループの経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な悪影響を及ぼしているといえる。

そのため、アトリエブックアンドベッドのキャッシュ・フローのみからの返済は困難であるとの貴社の予測は妥当なものと考えられる。

したがって、アトリエブックアンドベッドに関して返済期限が到来する借入金の返済のために、本新株予約権の発行により資金を調達する必要性が高いと認められる。

貴社におけるサステナブル有限責任事業組合からの借入金返済について

貴社は、2022年4月28日、グループの事業拡大のため、サステナブル有限責任事業組合から、100百万円を、弁済期2022年10月15日という約定で借入れを行っている。

また、アークサービス株式会社から2022年6月3日にも同社から275百万円を弁済期2023年6月2日という約定で借入れを行っている。

貴社によれば、貸主であるサステナブル有限責任事業組合及びアークサービス株式会社との協議において、返済期限延長等の交渉が困難であるとのことであり、そうとすれば、本第三者割当増資から調達した資金から375百万円を上記借入金の返済に充当するという貴社の説明に不合理な点も認められず、また資金調達の必要性も認められる。

M&Aによる法人取得資金について

貴社は、2020年1月よりM&Aによる事業戦略としてM&Aに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大していく方針を掲げており、現在も継続している。上記のとおり、貴社グループにおいては、既存事業のみによって収益状況の安定化を図ることができるとはいえない状況にあるといえる。

そのため、M&Aに注力し、収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大していくという方針自体や、M&Aについて、「貴社の本業の一つである不動産事業を財務シナジーの面から補強する自事業体」、「メタパース事業のような新規事業における研究開発シナジーがある事業体」、「業績が黒字で直接財務面に好影響を与え、アフターコロナにおいて成長が見込まれる事業体」のような事業体をターゲットに考えているという点に不合理な点は認められない。

したがって、M&Aによる法人取得のための資金調達を行う必要性が認められる。

販売用不動産仕入資金について

貴社においては、2020年より中古住宅のリフォーム再販事業に取り組んでおり、これまでに、安定した収益を獲得している。

住宅市場は新型コロナウイルスの影響下においても堅調に推移している一方で、中古住宅のリフォーム再販事業はリスクが少なく、安定的な収益が見込まれる。

これまでに貴社において取り組んでおり、安定した収益を獲得している中古住宅のリフォーム再販事業を継続、拡大することは、貴社において収益基盤の安定化及び財務状態の健全化に資するものである。

そのため、貴社において、収益基盤の安定化及び財務状態の健全化のために、実績のある中古住宅のリフォーム再販事業のための資金調達を行う必要性が認められる。

そうとすれば、貴社の説明は合理的なものであると認められる。

(7) 債権買取スキーム投資資金について

上記のとおり、貴社グループにおいては、既存事業のみによって収益状況の安定化を図ることができるとはいえない状況にあるといえる。

そうとすると、早期かつ長期間にわたって安定した収益化が見込める事業に取り組むことは、貴社グループの収益基盤の安定化や財務状態の健全化に資するものといえる。

貴社が投資を予定しているという美容業界の割賦債権スキームは、対象法人側の役務の提供が終了しているものを最優先とし、次点で残された役務が比較的少ないものまでの取得を想定しているとのことであり、第三債務者とのトラブルも比較的少なく、一定程度の収益化が見込めるものと考えられる。

したがって、貴社が、早期かつ長期間にわたって安定した収益を得るために美容業界の割賦債権スキームへの投資を行うという点に不合理な点は認められず、かつ、同投資のための資金を調達する必要性が認められる。

子会社GFAFOODS株式会社への事業投資資金について

貴社においては、2021年7月から、子会社であるGFAFOODS株式会社(以下「GFAFOODS」という。)を設立し、焼肉店2店舗、居酒屋1店舗の営業を行っている。

GFAFOODSの行う事業について収益の拡大・安定のために出店を進めること自体は合理的であると考えられる。

そのため、GFAFOODSの店舗展開のための資金調達を行う必要が認められる。

(9) 小括

以上のような点を踏まえ、当委員会として慎重に検討した結果、本第三者割当に関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、調達予定の金額規模やその用途及び支出時期の予定に関する貴社の説明に照らしても合理性のある内容と考えられ、本第三者割当による資金調達は、貴社によって必要であると認められる。

本第三者割当の相当性

他の手法との比較

まず、銀行借入等の間接金融による資金調達については、貴社の説明によれば、現状の貴社の財務内容では融資の実施は難しいという返答がなされたということである。

既に述べているような貴社が置かれている現状に鑑みると、貴社の説明に不合理な点は見当たらず、上記のような必要性のある資金を間接金融によって調達することは困難であると思料される。

次に、エクイティ・ファイナンス手法での資金調達に関しては、公募増資あるいは第三者割当の方法による新株式の発行によることが考えられる。この方法によれば、一度に新株式を発行して必要となる資金調達を完了させることができる。しかし一方で、一般投資家の参加率が不透明であるほか、1株当たりの利益の希薄化が一度に発生して新株予約権付社債又は新株予約権の発行と比べて株価への影響が大きくなる可能性がある。

株主割当増資の方法も考えられるが、この場合も、既存株主の参加率が不透明であるといえる。

そうとすると、エクイティ・ファイナンス手法での公募増資及び株主割当による新株式発行の方法では、貴社が希望し、かつ必要性の認められる、早急、確実かつ機動的な、そして十分な資金が調達できる見込みは高くないといえる。

新株予約権だけに限定した資金調達を行う方法も考えられるが、この場合には、株価の動向により権利行使が進まず、当初想定していた資金調達ができない、又は実際の調達金額が当初想定されている金額を下回ることも想定される。

また、新株予約権の行使価額及び対象株式数を固定せず、株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債での資金調達も考えられるが、転換により交付される株式数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きく、相当とは考えられない。

以上から、他の手法と比較しても、本第三者割当によることの相当性が認められる。

増資金額の妥当性(資金用途の合理性)

運転資金について

貴社グループの2023年3月期の連結経常利益見込み額は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、131百万円にとどまっている。

また、既存事業や、新たに計画しているM&Aによる法人取得、債権買取スキーム投資による事業によって直ちに収益基盤の安定化が図れる状態であるともいい難く、2022年4月～2023年3月までの期間において、156百万円の赤字が見込まれる状態にある。

そうとすれば、本株式の発行により調達した資金を、貴社グループの運転資金の補填として充当することには合理性が認められる。

アトリエブックアンドベッドにおける借入金返済について

上記のとおり、アトリエブックアンドベッドについては、2020年2月に貴社の子会社となった直後の同年4月から、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う政府緊急事態宣言、政府及び自治体からの各種要請等を受け、店舗の臨時休業及び営業時間短縮等の営業自粛を行ってきた結果、需要が激減し、現在も改善が見られない状況にある。

アトリエブックアンドベッドが負う借入金返済債務について、アトリエブックアンドベッドのキャッシュ・フローのみからの返済は困難であると考えられる。そのため、本第三者割当により調達する資金のうち400百万円を、利息による出費を抑える方針のもと、期日前返済も視野に、借入金返済資金として充当することには合理性が認められる。

貴社における借入金返済について

上記のとおり、サステナブルからの借入金は、2022年10月15日、アークサービス株式会社からの借入金は2023年6月2日に弁済期が到来する。

しかしながら、貴社の置かれた状況に鑑みると、既存事業や、新たに計画しているM&Aによる法人取得、債権買取スキーム投資による事業によって上記借入金全額を返済することは困難であると考えられ、また返済期限延長等の交渉も困難である以上、本第三者割当増資から調達した資金から375百万円を上記借入金の返済に充当することは合理的であると考えられる。

M&Aによる法人取得資金及び取得初期の運転資金について

上記のとおり、貴社グループにおいては、既存事業のみによって収益状況の安定化を図ることができるとはいい難い状況にあるといえる。

収益基盤の安定化を図るとともに事業領域を拡大するためにM&Aに注力するという方針に不合理な点は認められず、本新株予約権発行により調達する資金から1,520百万円を法人取得資金として充当することも、M&Aによる法人取得という目的に照らして不相当であるとは認められない。

販売用不動産仕入資金について

上記のとおり、貴社においては、2020年より中古住宅のリフォーム再販事業に取り組んでおり、これまでに、安定した収益を獲得しており、これを継続拡大することは収益状況の安定化に資するものといえる。

したがって、本新株予約権の発行により調達する資金のうち600百万円を販売用不動産仕入資金に充当することは合理性が認められる。

債権買取スキーム投資資金について

貴社グループの収益基盤の安定化や財務状態の健全化のために、早期かつ長期間にわたって安定した収益化が見込める事業に取り組むことと、そして、その一環として美容業界の割賦債権スキームへの投資を行うことに不合理な点は認められず、毎月5000万円～1億円の自社割賦債権の買取を予定している中において、本新株予約権の発行により調達する資金のうち800百万円を、債権買取スキーム投資資金に充当することが不相当であるとは認められない。

子会社GFAFOODS株式会社への事業投資資金について

子会社GFAFOODSが行う飲食事業について、収益の拡大・安定のために出店を進めること自体は合理的であり、3～4か月に1店舗のペースで、2023年秋頃を目処に5店舗の出店を計画していることを踏まえれば、本新株予約権の発行により調達する資金のうち100百万円をGFAFOODSへの事業投資資金に充当することは不相当であるとは認められない。

小括

よって、各資金使途は合理的なものであると認められる。

割当予定先の相当性

本新株及び本新株予約権の割当予定先である景祥針織有限公司(所在地：Flat C,17/f, Block 2, Golden Dragon Industrial Centre,162-170 Tai Lin Pai Road,Kwai Chung,New Territories, Hong Kong、代表者：施景祥(Shih King Cheung)。以下「景祥針織」という。)は、2021年6月7日付で発行した新株式及び第7回新株予約権の引受先の一つであり、すでに実績が認められる。

そして、今回発行を予定している新株式及び新株予約権の行使により交付する株式について、割当予定先である景祥針織が純投資を目的としており、貴社を子会社化又は系列化する意向は認められないことから、景祥針織は割当予定先として適切であると考えられる。

次に、山内規之氏(以下「山内氏」という。)についてであるが、山内氏を本新株予約権の割当予定先として選定した経緯は以下のとおりである。すなわち、貴社代表の片田朋希氏が証券会社に勤務していたときに山内氏と既知であり、現在も親交が継続しており、2022年2月には、貴社関連会社T・N・H株式会社(所在地：東京都港区赤坂1丁目1番17-501号、代表者：藤岡 秀和)の取締役にも就任している。また、貴社と同様に上記T・N・H株式会社の筆頭株主として40%の株式を保有している。そして、2022年2月上旬に、片田氏が山内氏に対して貴社の資金調達の必要性について説明を行い、貴社の方針を理解したとのことである。

そして、その後、片田氏が山内氏に対して、本新株予約権発行のスキームを提案し、貴社の経営方針や資金ニーズに賛同のうえ、第三者割当の引受けに応じたとのことである。

また、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される株式について、山内氏の目的は純投資であるとのことであり、貴社の経営に参加し、また貴社を支配することは想定されていない。

そうとすれば、割当予定先として山内氏を選定した経緯に不合理な点は見当たらない。

株式会社DAN(以下「DAN」という。)を本新株予約権の割当予定先として選定した経緯は、貴社ファイナンシャル・アドバイザーである株式会社InfiLinkからDANの紹介に端を発する。すなわち、2022年3月初旬に株式会社InfiLinkからDANの紹介を受け、同月中旬、片田氏がDAN代表者である赤澤心氏に対して貴社の経営方針及び資金ニーズ、並びに本新株予約権のスキームを説明したところ、同月下旬、本新株予約権の引受けに応じる意思が表明された。

また、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される株式について、DANの目的は純投資であるとのことであり、貴社の経営に参加し、また貴社を支配することは想定されていない。

そうとすれば、割当予定先としてDANを選定した経緯に不合理な点は見当たらない。

プリVENTメディカル株式会社(以下「プリVENTメディカル」という。)は、本第三者割当に関して貴社が2021年10月頃に紹介を受けた法人である。

当初は共同事業の協議等を行っていたが、合意には至らなかった。

その後、貴社が第三者割当による資金調達を検討し始めた際に、改めてプリVENTメディカルの名前が挙がり、2022年1月中旬に面談の場が設けられた。

片田氏からプリVENTメディカル代表者の久米氏に対して、貴社の資金需要に伴う第三者割当を検討している旨の打診を行ったところ、資金ニーズについては理解を得られたものの、引受けの可否について明確な回答が得られなかった。

その後、同年5月に久米氏から連絡があり、改めて久米氏と片田氏とが面談を行い、プリVENTメディカルが本新株予約権の引受けに応じる意思が表明された。

また、今回発行を予定している本新株予約権の行使により交付される株式について、プリVENTメディカルの目的は純投資であるとのことであり、貴社の経営に参加し、また貴社を支配することは想定されていない。

そうとすれば、割当予定先としてプリVENTメディカルを選定した経緯に不合理な点は見受けられない。

割当予定先が反社会的勢力等に該当するかに関して、貴社は、独立した第三者機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(東京都港区赤坂2丁目8番11号 代表取締役：羽田寿次。以下「セキュリティ&リサーチ」という。)による調査を依頼した。

その調査結果によれば、景祥針織は、その関係者が反社会勢力とは何ら関係がない旨の報告を受けている。また、貴社は、景祥針織等が反社会勢力等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。そうとすれば、景祥針織が割当予定先として不相当であるとは認められない。

次に、山内氏に関しても、同氏及び関連会社について、反社会勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されない旨の報告を受けている。もっとも、セキュリティ&リサーチの調査報告書においては、「ネガティブな風評が散見された事から、事件化となっていないものの、ヒアリング等の手法を用い、当時の状況や関連性について確認する必要があるものと考察される」と記載がある。この点に関して、貴社が山内氏に対してヒアリングを行ったほか、山内氏から事実無根であるとの書面での回答を得た上で、山内氏及び関連会社は反社会勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。そうとすれば、山内氏が割当予定先として不相当であるとは認められない。

DANについては、同社並びにその役員、主要株主及び関連会社が反社会勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されない旨の報告を受けている。セキュリティー&リサーチの調査報告書においては、DANが迷惑メールの送信元であるかのような噂についての言及がなされている。この点に関し、貴社がDANに確認をしたところ、同社が法人のメールアドレスを取得したことはなく、書面でもそのような事実はないことの回答を得ている。そして、その上で、DAN及びその役員、主要株主及び関連会社が反社会勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。そうとすれば、DANが割当予定先として不相当であるとは認められない。

プリVENTメディカルについては、同社並びに同社の役員、主要株主及び関連会社が反社会勢力及び団体との関係性を確定できる事実は確認されない旨の報告を受けている。もっとも、セキュリティー&リサーチの調査報告書においては、プリVENTメディカル代表者が過去に役員を務めた企業が行政処分を受けている旨の記載がある。この点について、貴社において追加のヒアリングをし、既に当該事例については業務改善報告書等を提出済みであり、適切に処理が完了していることを書面にて確認をしたとのことである。そして、その上で、貴社は、プリVENTメディカル並びに同社の役員、主要株主及び関連会社が反社会勢力等とは一切関係がない旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出している。そうとすれば、プリVENTメディカルが割当予定先として不相当であるとは認められない。

以上から、景祥針織、山内規之、DAN及びプリVENTメディカルは、いずれも本第三者割当の割当予定先として相当であると認められる。

発行条件の相当性

本新株式の払込金額について

次に、本新株式の発行における発行価額の決定方法については、本新株式に係る取締役会決議日の直前取引日(2022年8月2日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社株式の終値130円を基準とし、直前取引日の終値130円から9.24%ディスカウントした金額(118円)とされている。

上記発行価額の決定方法については、直近の市場価額に基づくものであり、またこの決定方法を採用した理由に特に不合理と認められる点はない。また、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」によれば、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近の価額)に0.9を乗じた以上の価額であること。」とされているところ、上記発行価格はかかる基準に適合している。

発行価額のディスカウント率を9.24%とした経緯は、2022年3月期連結業績において、売上高1,196百万円(前年同期は2,652百万円)、営業損失699百万円(前年同期は1,464百万円の営業損失)と大きく減少していることなど、財政状態を総合的に勘案し、貴社と割当予定先との発行価額における交渉の結果、10%を超えない範囲で、相応の率をディスカウントすることとしたとされている。このような経緯に不合理な点は見受けられないし、上記「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の基準に適合しているものである。

なお、当該発行価額は、本件第三者割当増資に関する取締役会決議日の直前取引日の終値である130円から9.24%のディスカウント、当該直前取引日までの1か月間の終値平均である126.38円から約6.63%のディスカウント、当該直近取引日までの3か月間の終値平均である120.90円から約2.40%のディスカウント、当該直近取引日までの6か月間の終値平均である114.13円から約3.38%のプレミアムとなっている。しかし、上記「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」の基準に適合していることからすれば、本新株式の発行における発行価額は有利発行には該当せず、相当なものと認められる。

本新株予約権の発行価額について

本新株予約権の発行における発行価額について、貴社は、発行価額の決定に際して、公正を期すために、他社上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役 能勢 元)に依頼したところ、貴社の株価(2022年8月2日の終値)、貴社株式の市場流動性、配当率(0%)、割引率(リスクフリーレート 0.098%)、ボラティリティ(59.98%)、クレジット・コスト(25.17%)及び1日当たりの売却可能株式数(直近2年間にわたる発行会社普通株式の1日当たり日次売買高の中央値(305,700株))等の諸条件等について一定の前提を置いて、権利行使期間(2022年8月22日から2024年8月21日まで)その他の発行条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値の算定を実施した結果、本新株予約権1個の払込金額を181円(1株当たり1.81円)と算定した。

当該算定は、貴社との取引関係のない独立した外部の第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある行使価額、貴社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利等の前提条件を考慮して、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該第三者算定機関の評価額は合理的な公正価格と考えられ、この評価額が妥当であることを前提として決定される本新株予約権の発行価額(金181円)も、特に有利な金額には該当しないといえる。以上から、本新株予約権の発行価額は発行条件として相当であると認められる。

また、本新株予約権の行使価額は、貴社の業績動向、財務動向、株価動向(取締役会決議日の直前営業日までの1か月間、3か月間及び6か月間の終値平均株価等)を勘案するとともに、貴社株式の流動性に鑑みると割当予定先がすべての本新株予約権を行使するには相当程度の長期間にわたることなどを総合的に勘案し、割当予定先と協議した結果、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日(2022年8月2日)の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における貴社普通株式の普通取引の終値より9.24%のディスカウントした価額を行使価額とされた。

以上の諸事情を考慮すると、割当予定先との協議により、かかる金額を本新株予約権の行使価額とすることを合意したことは、許容され得るものと考えられる。

払込みの確実性

景祥針織について

景祥針織からは、本新株及び本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けるとともに、景祥針織の2022年5月22日現在の銀行口座の写し、及び2022年5月31日時点の同社の証券口座にて保有株の評価額のデータを入手しており、同社が本新株式及び本新株予約権の払込みに要する十分な現預金及び流動性の高い資産を保有していること、払込時に新株及び新株予約権の取得費用を用意できることを口頭で確認している。

本新株予約権の権利行使の資金については、一度に全ての権利行使が可能な資金を保有はしていないが、本新株予約権の権利行使については、本新株を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることの説明を代表者の施景祥氏(Shih King Cheung)氏より貴社代表の片田が口頭にて受けているとのことである。景祥針織が本新株及び本新株予約権を引き受けた目的は純投資であることから、上記説明に不合理な点は認められない。

山内氏について

山内氏から、本新株予約権の払込金額の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けるとともに、山内氏の2022年7月15日現在の預金通帳の写しを入手している。また、現在の口座残高以外に貸付債権を保有しており、本新株予約権の取得及び行使の前には貸付先から資金が2022年7月15日に貸付先から貸付金の一部が回収されていることを、山内氏の通帳写しにより確認されている。なお、資金の出所については自己の運用資金など全額自己資金であると口頭で確認されており、山内氏が本新株予約権の払込みに要する十分な現預金を保有していることが確認されている。

本新株予約権の権利行使資金については、一度に全ての権利行使が可能な資金を保有はしていないが、本新株予約権の権利行使については、交付される株式を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることを山内氏より貴社代表の片田が口頭にて説明を受けているとのことである。山内氏が本新株予約権を引き受けた目的は純投資であることから、上記説明に不合理な点は認められない。

DANについて

DANからは、本新株予約権の払込金額の総額の払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の口頭による報告を受けるとともに、代表者である赤澤心氏保有の2022年6月24日現在の証券口座の評価額等がわかるデータ及びDANの2022年6月24日現在の銀行口座情報を入手している。

本新株予約権の取得及び権利行使の資金源について、代表者の赤澤氏がDANに貸付けを行うことに関しては、DANの取締役会において承認されていることを書面にて確認している。

他方、本新株予約権の権利行使資金については、一度に全ての権利行使が可能な資金を保有はしていないが、本新株予約権の権利行使については、赤澤氏個人の保有する投資有価証券を売却した資金を使用することを前提としており、不足があれば追加で代表個人の保有する現物株式及び信用買または信用売の建玉を解消し、投入も検討するとヒアリングされている。また、本新株予約権の権利行使により交付される株式を売却し、売却資金をもって権利行使を繰り返す方針であることを赤澤氏より貴社代表の片田が口頭にて説明を受けているとのことであり、このような説明に不合理な点は認められない。

プリVENTメディカルについて

プリVENTメディカルから、本新株予約権の払込金額の総額の払込みに要する資金を保有している旨の口頭による報告を受けるとともに、同社の2022年6月23日現在の預金通帳の写しを入手している。

同社のグループ企業の預金残高を含めて、十分な資金を要していることが確認されている。また、同社からは一括行使は行わないが継続的に行使を実施する方針とヒアリングしており、安定的な行使が可能と代表取締役の久米氏より貴社代表の片田氏が口頭にて受けている。プリVENTメディカルが本新株予約権を引き受けた目的は純投資であることから、上記説明に不合理な点は認められない。

小括

したがって、各割当予定先から提出された資料により、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みに必要な資金を拠出できる十分な現預金を有していることが確認されているものであり、資金調達の確実性があり、本新株式及び本新株予約権の発行における払込みについては、問題ないものと思料される。

既存株主への影響

本新株式の発行により増加する株式数及び本新株予約権に係る潜在株式数は、それぞれ1,695,000株（議決権個数16,950個）及び32,203,400株（議決権個数322,034個）の合計33,898,400株（議決権個数338,984個）となり、2022年8月3日現在の発行済株式総数27,216,700株（議決権個数269,120個）に対して、本新株式の発行により6.22%（議決権比率6.29%）、本新株予約権の発行により118.32%（議決権比率119.66%）の合計124.55%（議決権比率125.96%）の希薄化が生じます。

このように、株式が希薄化すること自体は、既存株主の保有する株式の価値を定価させる面があることは否定できない。

しかしながら、本第三者割当は、いずれも特に有利ではない条件で行われるものであって既存株主への経済的な損失を伴うものではなく、また、上記で述べた貴社の置かれた状況や資金調達の必要に照らせば、本第三者割当による資金調達があれば貴社の存続自体が危ぶまれる事態にもなりかねず、上記希薄化を上回る利益が既存株主にもたらされるとの貴社の説明は合理的なものであるといえる。

また、貴社は割当予定先に対して貴社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭にて確認しているということであり、既存株主の利益にも配慮された措置が講じられているものである。

したがって、希薄化の影響を考慮しても、本第三者割当は既存株式の価値を維持し向上するために有効な手段であり、かつ、適切な手続きを踏んだ上で実施される予定であることから、相当性を有すると考える。

小括

以上のような点を踏まえ、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当という資金調達手段は、相当であると認められる。

結語

よって、当委員会が慎重に検討した結果、本第三者割当による資金調達は、必要性、相当性いずれも認められる。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約(発行者(その関連者)と株式交付子会社との重要な契約)】

該当事項はありません。

第三部 【追完情報】

1 事業のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第21期) (以下、「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日(2022年8月3日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2 資本金の増減

後記、「第四部 組込情報」に記載の第20期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (4) 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(2022年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日(2022年8月3日)までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年4月1日～ 2022年8月3日 (注1)	784,700	27,216,700	38,080	1,108,898	38,080	1,143,698

(注) 1 . 新株予約権の行使による増加であります。

3 臨時報告書の提出について

組込情報である第21期有価証券報告書の提出日(2022年6月29日)以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(2022年6月30日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社は、2022年6月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案定款一部変更の件

将来の事業拡大、機動的な資本政策を可能とするため、発行可能株式総数を増加することとし、現行定款第5条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の56,000,000株から98,000,000株に変更するものであります。

当社の取締役の員数について、多角的な視点での取締役会の運営を可能にするため、人員数の上限を変更し、10名以内とするものであります。

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(以下、「改正産競法」といいます。)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)が認められたことから、当社においても、場所の定めのない株主総会の実施を可能とするためのものであります。なお、当議案における効力発生は、改正産競法の定めにより、本株主総会の決議に加え、株主の利益に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令、法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件といたします。

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

第2号議案取締役6名選任の件

取締役として、片田朋希氏、新井幸夫氏、根岸宏之氏、施北斗氏、施景祥氏、林茂氏を選任する。

第3号議案監査役1名選任の件

監査役として、豊崎修氏を選任する。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	109,382	5,932	0	(注)1	可決 94.8
第2号議案 取締役6名選任の件					
片田 朋希	110,473	4,844	0	(注)2	可決 95.7
新井 幸夫	110,642	4,675	0		可決 95.9
根岸 宏之	110,660	4,657	0		可決 95.9
施 北斗	110,698	4,619	0		可決 95.9
施 景祥	110,714	4,603	0		可決 96.0
林 茂	110,334	4,983	0		可決 95.6
第3号議案 監査役1名選任の件				(注)3	
豊崎 修	111,146	4,171	0		可決 96.3

(注)1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注)2. 議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(注)3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年6月29日 関東財務局長に提出
有価証券報告書の 訂正報告書	事業年度 (第21期)	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	2022年8月3日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部 【特別情報】

第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年 6月29日

G F A 株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGFA株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GFA株式会社及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、会社グループでは、継続して、重要な営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上している。また、今後の資金繰りに懸念も生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

固定資産の減損	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社グループでは、当連結会計年度において、446百万円の減損損失を計上するなどした結果、重要な親会社株主に帰属する当期純損失を計上した。このように、固定資産の減損は、金額的重要性が高く、減損要否の判断は、会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とすることから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営者に事業の現状・今後の見通しをヒアリングし、減損判定の合理性を検討した。 ・ 計画とその後の実績を比較し、経営者の減損の判定、減損処理の妥当性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、GFA株式会社の2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、GFA株式会社が2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年 6月29日

G F A 株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊

代表社員
業務執行社員 公認会計士 山中 康之

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているGFA株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、GFA株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社では、継続して、重要な営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、今後の資金繰りに懸念も生じており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」に記載されている事項のほか、以下に記載した事項を監査報告書において監査上の主要な検討事項として報告すべき事項と判断している。

関係会社投融資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度に、関係会社株式評価損を333百万円計上するなどした結果、重要な当期純損失を計上した。このように、関係会社に対する投融資の評価は、金額的重要性が高く、投融資評価の判断は会計上の見積りに関する事項で経営者の判断を必要とし、特に重要性が高いと判断したことから、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、左記の監査上の主要な検討事項について、関連する内部統制を検討の上、主に以下の監査上の対応を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係会社投融資の評価について経営者に質問を実施し、経営者評価の合理性を検討した。 ・ 関係会社各社の財務情報の信頼性を検討の上、経営者による関係会社投融資の評価が正しく実施されているか検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。